

住宅応急修理制度

財政課管財班（☎62-5315）

住宅が大規模半壊または半壊と判定され、避難所などへの避難をしている世帯が、被災した住宅で生活ができるように応急修理する場合などに、被災した住宅の応急修理費用の一部（上限52万円）を市から修理業者へ支払います。

* * *

【対象者】

次の全ての要件を満たす世帯

- (1) 大規模半壊、または半壊の被害を受けた
※全壊の被害を受けた世帯でも、応急修理を行って、引き続きその住宅に居住する場合、対象となる場合があります。
 - (2) 応急修理を行うことによって、避難所などへの避難が必要なくなる
 - (3) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しない
 - (4) 所得などの要件
 - ①（世帯の年収）≤500万円の世帯
 - ②500万円＜（世帯の年収）≤700万円の世帯のうち、世帯主が45歳以上、または要援護者世帯
 - ③700万円＜（世帯の年収）≤800万円の世帯のうち、世帯主が60歳以上、または要援護者世帯
- ※大規模半壊以上の被害を受けた世帯は、所得などの要件を問いません。

【対象となる修理】

- ・屋根、柱、床、外壁、基礎などの応急修理
 - ・ドア、窓などの開口部の応急修理
 - ・上下水道、電気、ガスなどの配管、配線の応急修理
 - ・トイレ、風呂など衛生設備の応急修理
- ※家電製品は対象外。

【上限額】

1世帯当たり 520,000円

【申請方法】

決められた申請書に必要事項を記入し、財政課管財班へ提出してください。
※申請書は、提出窓口または市ホームページで。

【期限】

平成23年6月10日（金）までに修理完了報告書を提出すること。

災害復興住宅融資

住宅金融支援機構（被災者専用 ☎0120-086353）

被害を受けた住宅の所有者などへ、被災住宅復旧の資金を融資します。

* * *

【資金の種類】

建設資金	住宅を建設する場合
住宅購入資金	新築住宅、リ・ユース（中古）住宅を購入する場合
補修資金	住宅に10万円以上の被害を受け、補修する場合

【対象者】

- 次の全ての要件を満たす個人または法人（外国人の場合は永住許可などを受けていること）
- (1) 被害を受けた住宅の所有者で「り災証明書」の発行を受けた

- (2) 自分が居住するため、または被災者に貸すために住宅を建設、購入または補修する
- (3) 年収に占める全ての借り入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている

年収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

【申請期間】

平成23年3月11日（金）～平成28年3月31日（木）